

No.	資料 No.		分類		ご意見の概要
1	2	バリアフリー法の概要	対象床面積	-	法の義務付け対象床面積が2,000㎡以下と規定されてから約20年が経っている。法の義務付け対象床面積を引き下げるよう見直すべき。
2	2	バリアフリー法の概要	対象用途等	-	スタジアムのバリアフリー化について、義務基準とすべき。
3	2	バリアフリー法の概要	利用者特性とニーズの把握(当事者者参加・意見聴取)	-	設計段階からの障害当事者の意見聴取を制度化・法制化すべき。
4	3	国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組	認定制度	-	資料5のp. 14「認定建築物の用途」に「学校(2.3%)」の種別を可能な範囲で教えてほしい。
5	3	国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・情報発信	-	オンライン講習会やYouTubeチャンネルによる情報発信は有効、「興味を引き付ける」、「ちょっと聞いてみたい」と思わせるコンテンツ企画が重要になる。
6	3	国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・情報発信	-	各地の障害当事者側からニーズ提案に向け、建築設計標準の改正内容について、当事者向けのオンライン(動画)講習会を実施すべき。
7	3	国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組	助成制度	-	バリアフリー環境整備促進事業の対象地域の一つの要件である、人口5万人以上の市であることについて、根拠の有無を調べるとともに、今後の方向性を考えるべき。
8	3	国土交通省住宅局におけるバリアフリーに関する取組	助成制度	-	バリアフリーに関する補助金制度は一定の推進が期待できるが、利用実態や課題等のフィードバック機能を設けることも検討すべき。

No.	資料 No.		分類		ご意見の概要
9	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	-	委任条例を策定している地方公共団体が少ないが、今後も地域間格差が無くなるよう条例化を推進してほしい。移動円滑化においても点と点をつなげ、取り組みを活かしてほしい。
10	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	-	法第14条条例について、改善を図ることはできないか。
11	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	-	「地方の実情」とあるが、地方の状況をもっと把握すべき。
12	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	-	委任条例について、都道府県や市によるもののほか、町村の事例はあるか。
13	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	-	地域の実情に合わせた条例においても、当事者参加を条件づけるべき。
14	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	小規模 建築物	今後もより身近な利用建築物に対しても努力義務から適合義務へさらに広がるよう推進すべき。
15	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	委任条例・ 自主条例	小規模 建築物	R.3.3の建築設計標準改正における、小規模店舗の記載追加に伴い、直ちに条例化や条例改正などの動きがあるか。
16	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	-	地域格差をなくしていけることを期待する。
17	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	-	実際の設計においては、強制力のある条例等ができれば普及するわけではなく、社会全体のバリアフリーに対する意識向上や取り組みへの理解が前提となる。
18	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	-	検討会で議論された経緯や設計標準に込められている意図を、正しく地方公共団体と共有した上で、地方公共団体が抱える個別の社会背景に柔軟に対応できる余地を持たせることで、各地で幅広く展開されることを期待する。
19	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	-	地方公共団体で格差が生じないように取組実態調査や情報公開を推進すべき。
20	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	-	各地方公共団体の現状に沿った対応が選択できる仕組みが重要だが、障害者・高齢者にとっては住み慣れた地域が変化しないと実感が持てない。地方公共団体評を公表することで意識や関心事となり良い意味で促進効果を期待する。
21	4	地方公共団体におけるバリアフリー化に関する条例などの取り組み	情報共有・ 情報発信	小規模 建築物	バリアフリー化の必要性について、小規模店舗の店主等にどのように届けるのか、地方公共団体等の動きが大切であり、それを国がどうプッシュしていくかが重要である。

No.	資料No.		分類		ご意見の概要
22	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	-	統廃合等もあるなか、地域の防災拠点、コミュニティの場等、多様な機能が求められることを想定し、学校施設のバリアフリー化を行うべき。
23	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	-	スポーツ庁の目標(障害を持った方のスポーツ実施率40%)を踏まえ地域のスポーツ実施の場として、屋内運動場等を活用すること等も想定し、学校施設のバリアフリー化を行うべき。
24	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	-	学校施設は、積極的にバリアフリー整備すべき。令和7年度までの中長期的な具体目標の確実な目標達成に向けて、整備が不十分な原因を丁寧に分析し、その原因に応じた実行性のある取り組みが必要。
25	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	エレベーター	学校施設へのエレベーター設置について、文科省に窓口をつくり、保護者や本人からの相談を受け付けるべき。
26	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	トイレ等	身体障害への対応(エレベーター設置等)だけでなく他の障害についても対応を進めるべき(例:教室内の環境整備や特殊教室の配置場所の対応、トイレの整備)。
27	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	省間連携	建築設計標準と文科省サイトを関連づける等、省を横断して相互に情報発信・共有してはどうか。
28	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	省間連携	省庁連携を推進し、学校環境整備に務めるべき。
29	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	学校	省間連携	学校施設の建築設計標準追補版を検討してはどうか。文科省の目標達成に向けては、事例集にとどまらず、学校施設ならではの設計標準を教育委員会・設計事務所に向けて示していくべき。
30	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・ 情報発信(学校)	取組の 情報共有等	文部科学省における学校のバリアフリー化に向けた取り組みは、各教育委員会に配布・共有するのか。
31	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・ 情報発信(学校)	取組の 情報共有等	今後も学校施設BF化の進捗等について情報提供すべき。

No.	資料 No.		分類		ご意見の概要
32	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	ストックとして考えると、公共施設の数に限られているので、バリアフリー化を社会に根付かせるためにはビルや店舗のボトムアップが必要。
33	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	確認申請を取得するためには法・条例を満たすことが最低条件であり、実態として最低条件のクリアを目指す傾向があるのではないかと。
34	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	義務基準より厳しい誘導基準を独自に持っている企業もあるが、非常に少ないと思われる。
35	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	バリアフリー対応による効果(例:稼働率の向上)に関する情報があるとよい。
36	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	建築物が社会資本であるという認識が深まれば、バリアフリー化により社会に還元しようという動機付けにもなるかもしれない。
37	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	理解を進めるためには、SGDsやカーボンニュートラルといった今日的な取組の中に、ジェンダー平等や持続可能社会という概念と障害者への配慮という概念を関連付けできると良い。一緒に健全な社会を作るといった視点を共有することが必要。
38	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	オリパラで状況は良くなってきており、これまで建築設計標準を知らなかった設計者にも、分かりやすい資料があれば活用されるのではないかと。
39	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	事業者・設計者等の理解促進	-	危険や使いにくさの完成後の指摘・手直しを減らす・なくすには、ガイドラインだけでなく障害者の立場にたった使い方の理解が、設計時に必要。
40	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・情報発信	マップによる情報共有等	バリアフリー化に係る位置情報マップ(バリアフリー対応施設の位置や、そこに至る経路を示すもの)があると良い。利用者にとってはどこに行けば対応施設があるのかがわかりやすいし、事業者にとってはアピールになるのではないかと。
41	5	関係省庁、地方公共団体及び業界団体におけるバリアフリーに関する取組	情報共有・情報発信	マップによる情報共有等	webのバリアフリーマップがあれば、施設・サービス情報を利用者が取得可能になる一方で、地方公共団体のマップの掲載店舗が既に無い等、情報管理・更新がされないことが問題。事業者による情報管理・発信も今後の課題の一つ。
42	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	運用状況の把握	-	鳥取県・佐賀県のように、障害者団体の意見を反映した良い取り組みが、今後、地方に広がっていくことを期待。また利用実態の調査をして頂き良い点・悪かった点の検証についても報告頂き今後活かせる資料としてほしい。
43	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	運用状況の把握	-	先進事例の紹介は、説得力のある情報であり、実際に運用された施設における課題や改善策なども共有できるとフィードバックできる情報の質が高まる。

No.	資料 No.		分類		ご意見の概要
44	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	ハードとソフトの組み合わせ	—	すべてをバリアフリーの視点でクリアするのではなく、状況に応じた物理的な工夫や人的配慮を導入することで対応可能な事例も同時に紹介すべき。
45	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	ハードとソフトの組み合わせ	—	ハード面・ソフト面の組み合わせによる取り組みの工夫(好事例)が示されることを期待する。発達障害児・者が使いやすい環境作りは一般の方にとっても使いやすい環境につながる。
46	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	既存改修・用途変更	—	既存環境を工夫し対応した事例(ハード面とソフト面で対応、そのための情報提供・情報収集の工夫)も取り上げてほしい。
47	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	既存改修・用途変更	—	既存店舗について、利用者からの要望により、屋外の通路の動線変更や段の解消(傾斜路の設置や据え置き型スロープの設置)、サインの改修等を行った例がある。
48	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	既存改修・用途変更	—	小学校等の統廃合により、新たな用途(道の駅や仮設住宅)となった事例などを、取り上げてほしい。
49	6	建築物のバリアフリー化に関する好事例・先進事例の共有	小規模店舗	—	合理的配慮や補助などから、地方自治体レベルで、小規模店舗の事例を把握できないか。

No.	資料 No.		分類		ご意見の概要
50	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	定期点検・改正の 必要性	—	内容の点検や改善は継続的に行うべき。
51	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	定期点検・改正の 必要性	—	5年後の改訂に向けて、長期的なビジョンを持って取り組むべき。
52	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	定期点検・改正の 必要性	—	構想に止まらず、現在の生活に沿った新しい視点を取り入れた定期的な見直しが必要。この取り組みが身近な生活場面で変わったと実感できる環境作りにつながることを期待する。
53	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	定期点検・改正の 必要性	—	建築設計標準に対する社会の受け止め方を、適切にモニタリングし、多くの視点からの意見を得ることが重要。現実の社会の要請を正確に把握した上で、どのような基準を規定するのが、社会への普及効果が高いのかを見極める必要がある。
54	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	定期点検・改正の 必要性	—	施設は、他分野にまたがる複合的な社会要請への応答を考慮しながら計画されるものであり、会議で取り扱う建築設計標準の位置づけについて、他の今日的な議論との関係性も踏まえた議論や検証ができると良い。
55	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	事例を通じた議論・ 意見交換	—	会議では、小規模店舗や500㎡未満の事例等、具体的な事例紹介を共有して議論・意見交換するのがよい。具体的な内容を共有して、紙面資料にない部分の意見交換ができると次の課題が見えてくる。
56	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	他の検討との 横連携	—	総政局の移動等円滑化評価会議および地域分科会で議論されたことの主要な内容(特に建築設計標準に関係すること)などのご紹介もあると、より横断的な議論の展開を図ることができるのではないかと。
57	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	他の検討との 横連携	—	評価会議・分科会の議論には建築設計標準に関係することがあり、情報共有すべき。
58	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	他の検討との 横連携	—	総政局の旅客施設・道路ガイドライン改正の検討が進んでいるが、音環境やサインなどは、建築設計標準に共通するところがあり、情報共有・整理方法を検討すべき。
59	7	フォローアップ会議における今後の議論の方向性(案)	R3.3改正の効果	—	R.3.3の建築設計標準改正における、小規模店舗の記載追加に伴い、実際にどの程度の事業者が建築設計標準を守っているか、実態調査をすべき。